

横浜市港湾施設使用条例の一部改正について（市第 14 号議案）

横浜市海づくり施設条例の一部改正について（市第 15 号議案）

1 改正の目的

指定管理者による管理対象施設及び施設区分並びに指定管理者の選定方法を定めるため、横浜市港湾施設使用条例及び横浜市海づくり施設条例を一部改正します。

2 改正の概要

(1) 施設区分等の改正

現 行	改正後	
管理対象施設	管理対象施設	選定方法

① 横浜市港湾施設使用条例の改正（別表第 1）

ア 港湾物流施設の管理・運営の一元化

<table border="1"> <tr><td style="text-align: center;">コンテナターミナル関連施設</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">本牧ふ頭の上屋等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">建材取扱施設</td></tr> </table>	コンテナターミナル関連施設	本牧ふ頭の上屋等	建材取扱施設	拡大 統合	<table border="1"> <tr><td style="text-align: center;">物流等関連施設</td></tr> </table>	物流等関連施設	本市のコンテナ、在来貨物等の取扱いに関する方針を理解し、物流施設の適切な管理ができるものを選定 (非公募)
コンテナターミナル関連施設							
本牧ふ頭の上屋等							
建材取扱施設							
物流等関連施設							
<table border="1"> <tr><td style="text-align: center;">市が直接管理する在来物流施設</td></tr> </table>	市が直接管理する在来物流施設						
市が直接管理する在来物流施設							

イ 施設区分の統合

<table border="1"> <tr><td style="text-align: center;">みなとみらいさん橋</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">国際交流ゾーン</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">臨港パーク</td></tr> </table>	みなとみらいさん橋	国際交流ゾーン	臨港パーク	統合	<table border="1"> <tr><td style="text-align: center;">臨港パーク等関連施設</td></tr> </table>	臨港パーク等関連施設	公募による選定
みなとみらいさん橋							
国際交流ゾーン							
臨港パーク							
臨港パーク等関連施設							

ウ 選定の方法

<table border="1"> <tr><td style="text-align: center;">港湾関係厚生施設</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">八景島</td></tr> </table>	港湾関係厚生施設	八景島	→	<table border="1"> <tr><td style="text-align: center;">港湾関係厚生施設</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">八景島</td></tr> </table>	港湾関係厚生施設	八景島	施設に関する本市の方針を理解し、自ら事業を企画し、実施するものを選定 (非公募)
港湾関係厚生施設							
八景島							
港湾関係厚生施設							
八景島							

② 横浜市海づくり施設条例の改正

<table border="1"> <tr><td style="text-align: center;">大黒海づくり施設</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">本牧海づくり施設</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">磯子海づくり施設</td></tr> </table>	大黒海づくり施設	本牧海づくり施設	磯子海づくり施設	統合	<table border="1"> <tr><td style="text-align: center;">横浜市の海づくり施設</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">大黒ふ頭先端緑地</td></tr> </table>	横浜市の海づくり施設	大黒ふ頭先端緑地	公募による選定
大黒海づくり施設								
本牧海づくり施設								
磯子海づくり施設								
横浜市の海づくり施設								
大黒ふ頭先端緑地								
<table border="1"> <tr><td style="text-align: center;">大黒ふ頭先端緑地</td></tr> </table>	大黒ふ頭先端緑地							
大黒ふ頭先端緑地								

(2) 対象施設の表記の方法

物流等関連施設については、横浜市港湾施設使用条例の別表第 1 に掲げる港湾施設の名称をより分かりやすくするため施設及び地区単位で表記することといたします。

【裏面あり】

